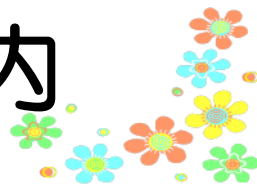




令和8年度 保育園等入園のご案内



<令和8年度入園申込みスケジュール>

入園希望月		受付期間	
		私立	公立
4月	1次	11月4日(火)～11月14日(金)	1月6日(火)～ 2月6日(金)
	2次	12月22日(月)～1月9日(金)	
	2次以降	1月13日(火)～3月19日(木)	
5月		3月23日(月)～4月20日(月)	入園希望前月上旬に行う面接 最終日が締切です。我孫子市 ホームページでご確認ください。 ※令和8年3月中旬掲載予定  ©我孫子市 2012
6月		4月21日(火)～5月20日(水)	
7月		5月21日(木)～6月19日(金)	
8月		6月22日(月)～7月17日(金)	
9月		7月21日(火)～8月20日(木)	
10月		8月21日(金)～9月18日(金)	
11月		9月24日(木)～10月20日(火)	
12月		10月21日(水)～11月20日(金)	
1月		11月24日(火)～12月18日(金)	
2月		12月21日(月)～1月20日(水)	
3月		1月21日(木)～2月19日(金)	

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所 子ども部 保育課 入園・認定係
電 話 04-7185-1490 (直通)



入園案内ダウンロード

<目次>

1. 我孫子市内の保育園等について	1
2. 保育の必要性の認定（支給認定）について	1
3. 保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量	2
4. 施設の利用の解除について	2
5. 申込みに必要な書類について	3～4
6. 入園日について	4
7. 産前産後休暇・育児休業を取得している方	5
8. 入園保留通知について	5
9. 令和8年4月入園の申込み	6
10. 令和8年度4月入園の流れ	7
11. 令和8年4月入園に関する注意事項	8
12. 令和8年5月以降の入園の申込み	9
13. 令和8年5月以降の入園の流れ	10
14. 配慮を必要とするお子さんへの対応について（公立保育園）	11
15. 我孫子市保育園等一覧	12
16. 利用者負担額（保育料）について	13～15
17. 保育園の空き状況・必要書類記入例	16
18. 入園申込みについてのQ&A	16～19

1.我孫子市内の保育園等について

我孫子市には下記①～③のような保育園等があります。

保育認定（2号又は3号認定）でこれらの施設の利用を希望する場合、2.以降の案内に従って、お手続きください。教育認定（1号認定）希望の方は「認定こども園入園のご案内」をご覧ください。

① 公立・私立保育園

仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって就学前までの児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

② 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能や特徴を併せ持つ施設です。

③ 小規模保育事業所

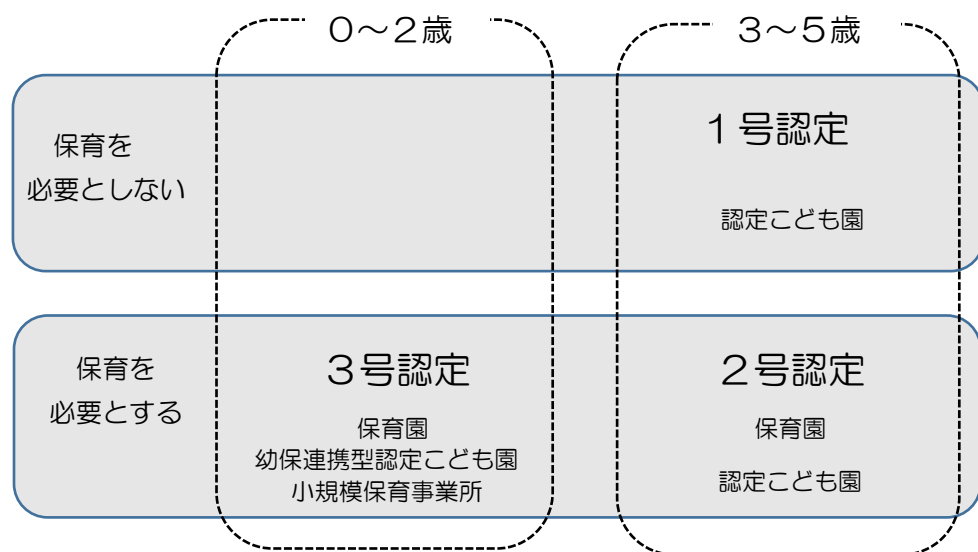
0歳から2歳児を対象にした、6～19名定員の少人数で保育を行う保育施設です。

卒園した後は、引き続き連携施設で児童をお預かりします。連携施設以外の保育園・認定こども園への転園をご希望の場合は、新たに入園申込みが必要です。

2.保育の必要性の認定（支給認定）について

保育園等の利用を希望する場合は、我孫子市から「子どものための教育・保育給付 支給認定」を受ける必要があります。この「支給認定」は児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分類されます。

【認定区分・市内の利用可能施設】



【保育必要量】

2号又は3号認定を受けた場合は、保育を必要とする事由と時間により、量（時間）を認定します。

保育の必要量	利用できる時間
保育短時間認定	<u>8：30～16：30</u> のうち最長8時間 ※園により設定時間が異なる場合あり
保育標準時間認定	上記の時間を超えて最長11時間

保育必要量は最大利用可能時間となります。認定の必要量以外の保育があった場合、別途料金がかかることがあります。保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用となります。

3. 保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量

事由	要件	認定期間	保育の量
就労 ※1	月64時間以上の就労をしていること（休憩時間は含まない）	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間	就労時間と通勤時間により認定
妊娠・出産 ※2	産前産後（妊娠・出産）期間であること	出産月の2か月前（双子以上の場合は、4か月前）の月の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※上記期間内に入園した場合、認定期間終了後、他の保育を必要とする事由が発生した場合であっても、退園になります。	保育標準時間 ※申請により短時間認定も可
疾病・障害	保護者の病気や怪我、または精神や身体に障害があること	療養が必要な期間	保育短時間
介護・看護	同居の親族の介護や看護に常時あたっていること	介護等が必要な期間	介護・看護を要する時間により認定
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
就学	保護者が就学または職業訓練（月64時間以上）を受けていること（休憩時間は含まない） ※3	卒業又は修了予定まで	授業時間等に応じて認定
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っていること（新規入園は私立の施設のみ可） ※4	1か月間（起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間）の月末まで	保育短時間

認定期間中でも家庭保育が可能となった場合は認定が取消しとなります。

- ※1 派遣での就労の方で派遣先が決まっていない場合は、“求職活動”と同様の利用基準点数になります（私立園のみ申込み可）。
- ※2 出産月を挟む前後2か月（多胎児の場合は前4か月）の間に申込みする場合、他の認定事由があっても「妊娠・出産」での申込になります。
- ※3 学校教育法第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設。
- ※4 公立保育園は、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れを担っているため、求職活動による入園は私立の施設のみ可としています。

4. 施設の利用の解除について

- ① 入園の審査は、保護者の保育を必要とする事由により点数付けし、利用調整を行っています。この入園の審査における公平性を確保するため、利用調整時の基準に基づく要件及び点数は、一定期間継続すべきものになります。申込み書類で示された状況が2か月間継続せずに変更となった場合は、正当な理由がある場合を除き、入園承諾取消しまたは退園となります。
- ② 入園決定後に申請時と状況が変わった場合（就労で申請したが、退職や転職をした場合など）は、入園取消しになる場合があります。
- ③ 入園後、年に1回の実態調査（現況届）等により、入園申込み書類の内容に偽りが判明した時は、退園となる場合があります。

5. 申込みに必要な書類について

我孫子市ホームページ「保育園・認定こども園・

小規模保育事業所の書式ダウンロード」から印刷できます。

- ① 保育園入園申込書
- ② 子どものための教育・保育給付 認定申請書
- ③ 家庭状況調査票（１・２・３号共通）
- ④ 重要事項確認及び同意書
- ⑤ 保育を必要とする状況を証明する書類 【表 1】
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる資料 【表 2】
- ⑦ 児童の健康状況調査票（４月入園のみ）
- ⑧ 提出書類チェック表（４月入園のみ）
- ⑨ 保育園生活説明書（公立保育園希望の方のみ）
- ⑩ 面接記録表（公立保育園希望の方のみ）



様式ダウンロード

- ※ 申込書に添付されている書類のみで利用調整を行います。必要書類が添付されていない場合は利用調整上不利になることがありますので、既に在園児がいる等の場合でも必要書類はすべて添付してください（開業届の写し、（非）課税証明書等含む）。
- ※ 保育を必要とする状況を証明する書類等、証明された内容について、必ずご自身で確認のうえ提出してください。
- ※ 一度提出された書類等の返却はできません。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しを取り、保管してください。
- ※ 提出された書類等は、保育園入園申込みに利用するため、必要書類等を我孫子市役所の他の手続きに利用することはできません。
- ※ 兄弟で申込みする場合、③～⑥、⑧、⑨は、ご家庭で１部で結構です。

【表 1】対象者：父・母

事 由	必 要 書 類
月６４時間以上の就労	就労証明書 ※証明日から６か月以内のもの 次に該当する場合は上記に加えて下記のいずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉 ・ 派遣社員の方で派遣先が未定の場合 〈「現在派遣先に内定しており、入園が決定次第、派遣先が確定する旨」の事業主発行の証明（確約書）（派遣先、就労開始日、月の勤務時間が明記されているもの）〉
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出ください。
保護者の疾病・障害	診断書（市所定の様式）※証明日から６か月以内のもの又は 障害者手帳等※ ¹ の写し（交付を受けた方のみ）
同居家族の介護・看護等	①介護・看護状況申告書（市所定の様式） ②介護保険被保険者証（要介護１～５）又は 診断書（市所定の様式）※証明日から６か月以内のもの
災害復旧	り災証明書 など
就学	在学証明書及びカリキュラム表
求職活動（１か月間）	入園後１か月以内に 求職活動状況報告書、子どものための教育・保育給付 認定申請書、就労証明書 ※１か月以内に就労を開始してください。

※¹ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をさします。

【表2】

家庭の状況	必 要 書 類
ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本または離婚届受理証明書 離婚調停中であれば、事件係属証明書または呼出状等の写し※証明日から6か月以内のもの
◎身体障害者手帳、◎精神障害者保健福祉手帳 ◎療育手帳の交付を受けている方が同居している場合	該当する手帳の写し
◎特別児童扶養手当の受給対象児童、◎障害基礎年金の受給者が同居している場合	該当する受給証明書の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書※証明日から6か月以内のもの
令和7年(令和8年)1月1日に <u>我孫子市外</u> に住民登録がある場合	令和7年度(令和8年度)市区町村民税(非)課税証明書(所得・所得割額・扶養の有無が確認できるもの) ※1、2、3
令和6年(令和7年)中、海外に住み、収入があった場合	①勤務先発行の海外での給与支払証明書等 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)
外国籍の方	保護者の在留カードの写し(表と裏)
転入予定の方(申込み時点で <u>我孫子市外</u> に住民登録がある方)	①転入に関する誓約書 ②令和7年度(令和8年度)市区町村民税(非)課税証明書(所得・所得割額・扶養の有無が確認できるもの)※1、2、3 ③a 祖父母宅に同居予定の場合 ・同居予定申立書 b 上記以外の場合 ・転入先の住所と転入時期(入園前月末までの転入)がわかる賃貸契約書・建物の売買契約書・施工工事請負契約書等の写し
二世帯住宅にお住まい方(住む予定の方)	世帯状況申立書(二世帯住宅)

※1 令和8年8月以前に入園の方は令和7年度・令和8年度市区町村民税課税証明書の2年分が必要です。

令和8年9月以降入園の方は令和8年度市区町村民税課税証明書のみをご用意ください。

※2 父母、同居の祖父母のマイナンバーがわかる書類(番号確認書類)及び申請に来た方の本人確認書類を保育課窓口にご持参いただければ、課税証明書の提出は原則不要です。ただし、マイナンバーによる情報連携では把握できる情報に限りがあることから、保育料決定にあたっての必要事項を確認できない場合には、課税証明書の提出を依頼することがあります。

※3 マイナンバーによる情報連携では把握できる情報に限りがあることから、4月入園を申込みする際は、(非)課税証明書を必ずご提出ください。ご提出がない場合、利用調整で不利になる場合があります。

6.入園日について

原則毎月1日が入園日になります。入園日時点で入園を希望する保育園の入園月齢に達している場合は、入園の申込みができます。なお、産後休暇取得後、生後57日目に入園を希望される場合のみ、生後57日目が入園日となります。

また、登園開始後、慣らし保育がありますので、ご対応くださるようお願いいたします。

7.産前産後休暇・育児休業を取得している方

① 入園について

産前産後休暇、育児休業からの復職予定で申込む場合、復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。

育児休業からの復職予定で申込みをされて入園翌月1日までに復職しない場合、産後休暇からの復職予定で、産後57日目の復職日が入園月でなかった場合、また、育児休業中、産後休暇中の職場に復職しない場合等、申込み時と状況が変わった場合は入園取消しや退園となります。

② 利用調整について

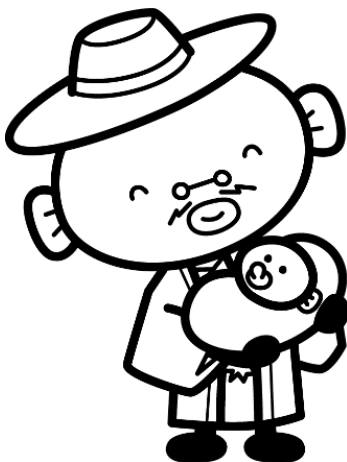
利用調整の調整加点については、育児・介護休業法に基づき復職する方のみ対象です。また、産後休暇からの復職の場合は、産前産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職される方（使用される労働者に限る）のみ加点対象です。なお、派遣社員の方は、派遣先が確定している方のみ加点対象です。

③ 育児休業中の継続在園について

育児休業中は本来保育の必要性はありませんが、認定事由が「就労」で入園した児童が、保育園等の在園中に弟妹の出産により保護者が新たに育児休業を取得し、休業前の勤務先に復職する場合に限り「保育短時間」での継続在園が可能です（育児休業中に転職する場合は、継続在園の対象にはなりません）。ただし、「妊娠・出産」の事由で入園した児童の場合、産後の期間終了で退園になります（2ページ「保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量」参照）。他の認定事由が発生した場合は、改めて入園の申込みが必要です。

8.入園保留通知について

保育園の入園を希望したが定員超過などの理由で保育園に入れない場合など、やむを得ず、育児休業を延長する場合も通常の入園申込みと同じ手続きが必要です（3・4ページ【申込みに必要な書類】①②⑤を提出してください）。通常の入園申込みと同様、入園希望前月20日（土日祝の場合は前平日）が締切です。利用調整後、保留通知が発送されます（25日頃）。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しを取り、保管してください。



9.令和8年4月入園の申込み

① 公立保育園をご希望の方

3・4ページの【申込みに必要な書類】を保育課に持参してください。なお、児童の状況によって他の書類が必要になる場合もあります。

【受付期間】

令和8年1月6日（火）～令和8年2月6日（金）（土日祝を除く）

※ 申込み時に必ず面接の予約をしてください。（面接日：令和8年2月9日（月））

※ 予備日：2月13日（金）体調不良で面接ができなかった人のみ対象。

面接時は、母子健康手帳を持参してください。

② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所をご希望の方

3・4ページの【申込みに必要な書類】のうち⑨、⑩以外を

第1次申込みは第1希望園 第2次申込みは保育課に持参してください。

【受付期間】

＜第1次申込み＞

令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金）（土日祝を除く）

※ 第1次申込みで内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。（幼保連携型認定こども園へ1号認定での入園申込みを含む。）

＜第2次申込み＞

令和7年12月22日（月）～令和8年1月9日（金）（土日祝を除く）

第1次申込みで利用調整できなかった方及び第1次申込み期間に申込みをしていない方が対象です。なお、第1次申込みで利用調整できなかった方を優先して利用調整します。

※ 第2次申込みで内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。（幼保連携型認定こども園へ1号認定での入園申込みを含む。）

申込み受付期間後も定員の空き状況により、第1次・2次申込みで利用調整できなかった方又は転入等の新規申込みの方に限り、随時申込みを受付けます。各園にお問合せください。

③ 市外の保育園、認定こども園（保育認定での入園）、小規模保育事業所等

園所在地の市区町村によって異なります。園所在地の市区町村にお問合せのうえ、我孫子市にご連絡ください。なお、我孫子市外に転出予定の場合は、転出先自治体へ直接申込みください。

※ 書類が持参できない場合、郵送でも受付けます。

表面に「保育園入園申込み書在中」と記載のうえ、必要書類一式を下記送付先まで送付してください。必要書類の受渡しを確実にを行うため、必ず簡易書留等の追跡可能な発送方法をご利用ください。申込み期間の締切日必着になります。※締切日後の書類については審査いたしません。

【申込み期間及び発送方法についての注意】

送料は申請者がご負担ください。着払いでの送付物は受け取れませんのでご了承ください。

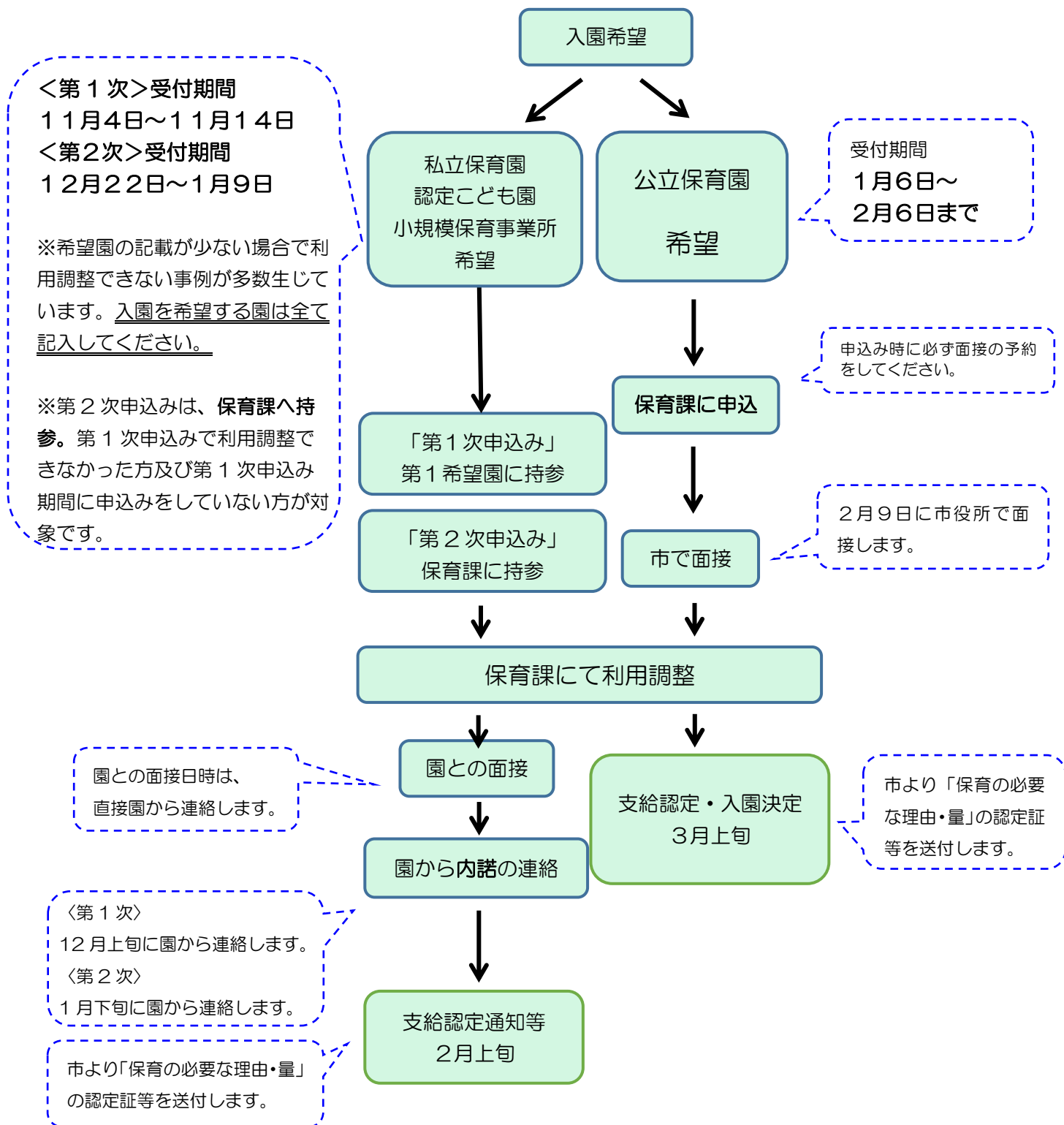
受付期間に必要な書類がすべて整わない場合や、簡易書留等の追跡可能な発送方法を利用しない場合は、利用調整できないことがあります。ご了承のうえ、郵送による申込みをご利用ください。

また、書類が紛失された場合、我孫子市では責任を負いかねますのでご承知おきください。

＜送付先＞

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市子ども部保育課 入園・認定係 宛

10.令和8年度4月入園の流れ



【公立保育園ご希望の方の面接について】

- ・我孫子市役所（会場は面接予約時にご確認ください）にて行います。
- ・面接時間は30分前後です。（事務職＋看護職等保育園職員による面接）
- ・入園するお子さんも同伴してください。
- ・保護者の方は父または母、いずれかが来庁いただければ結構です。
- ・面接記録表、保育園生活説明書を我孫子市ホームページからダウンロードし、ご記入いただいた書類と、母子健康手帳を面接時に持参してください。
- ・面接を申込みいただく際に、お子さんの健康状況・発達状況を確認いたします（状況によっては追加の書類が必要な場合もあります）。

1 1. 令和8年4月入園に関する注意事項

① 入園申込書について

申込書に記載の施設以外の利用調整は行いません。複数園希望がある場合は、第2希望以降についてもご記入ください。

※ 入園申込み前に、希望園を見学等に行ったうえで申込みをしてください。

② 4月入園に合わせて産後休暇・育児休業から職場復帰する場合の利用調整の加点について

- ・ 育児休業から復帰の方のうち、次の（１）～（３）すべてに該当する場合は加点します。

※ 育児・介護休業法に基づき復職する方（派遣先未確定者除く）に限る。

- （１） 令和8年4月1日から令和8年5月1日までに育児休業から復職する
- （２） 書類チェック表⑫の「はい」にチェックがある
- （３） 就労証明書に育児休業又は産後休暇の期間が記載されている

- ・ 産後休暇から復帰の方のうち、次の（４）～（７）すべてに該当する場合は加点します。

※ 使用される労働者に限る。

- （４） 産後休暇後、お子さんの生後57日目に復職する
- （５） 生後57日目が令和8年4月中である
- （６） 書類チェック表⑬の「はい」にチェックがある
- （７） 就労証明書に産後休暇の期間が記載されている

③ 公立保育園と私立保育園等（幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所含む）の併願について

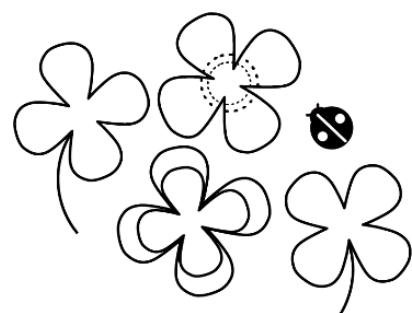
公立保育園と私立保育園等は同じ申込み書に混在して記載できません。それぞれ別の申込書に記載してください。

※ 私立保育園等の内諾が優先されますので、私立保育園等の内諾を得た場合はその園に入園決定いたします。

※ 第1希望が公立保育園で、利用調整の結果（3月上旬）、公立保育園に入園決定できなかった場合は、その時点で空きのある私立保育園等をご検討ください。

④ 世帯の所得の確認について

利用調整では、世帯の所得を確認する場合があります。我孫子市に住民登録があり、課税証明書の提出が必要ない方であっても「未申告」の状況だった場合は、利用調整で不利になる可能性があります。



1 2. 令和8年5月以降の入園の申込み

① 公立保育園

面接日については、我孫子市ホームページの【公立保育園入園面接日程表】をご確認ください。入園前月に面接を受けて、翌月1日入園となります。保育課に連絡し、事前に面接の予約を取ってください。面接の際、【申込みに必要な書類】と母子健康手帳を持参してください。児童の状況によって他の書類が必要になる場合もあります。

申込み締切は、入園希望月の前月面接最終日までです。

3・4ページの【申込みに必要な書類】の「⑤保育を必要とする状況を証明する書類」が、面接日までに提出されない場合は、入園希望月の翌月以降の入園となります。

② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

我孫子市ホームページ等の空き状況を参考にいただき、ご希望の保育園等に直接申込みをしてください。保育課での面接はありません。

【私立保育園】

保育課への提出は入園希望月の前々月21日から前月20日までです（土日祝の場合は前平日）。ご希望の保育園に直接申込みをしてください。

その後、保育園で面接し、内諾が出ましたら、3・4ページの【申込みに必要な書類】を入園希望月の前月20日（土日祝の場合は前平日）までに保育課に提出してください。

※ 保育課に提出する前に必ず園での面接をすませ、内諾を得てください（園によって申込み締切日が異なるため、園にご確認ください）。

【幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所】

ご希望の施設に直接申込みをしてください。その後施設で面接をし、入園承諾が出た場合は、3・4ページの【申込みに必要な書類】を施設に提出してください。

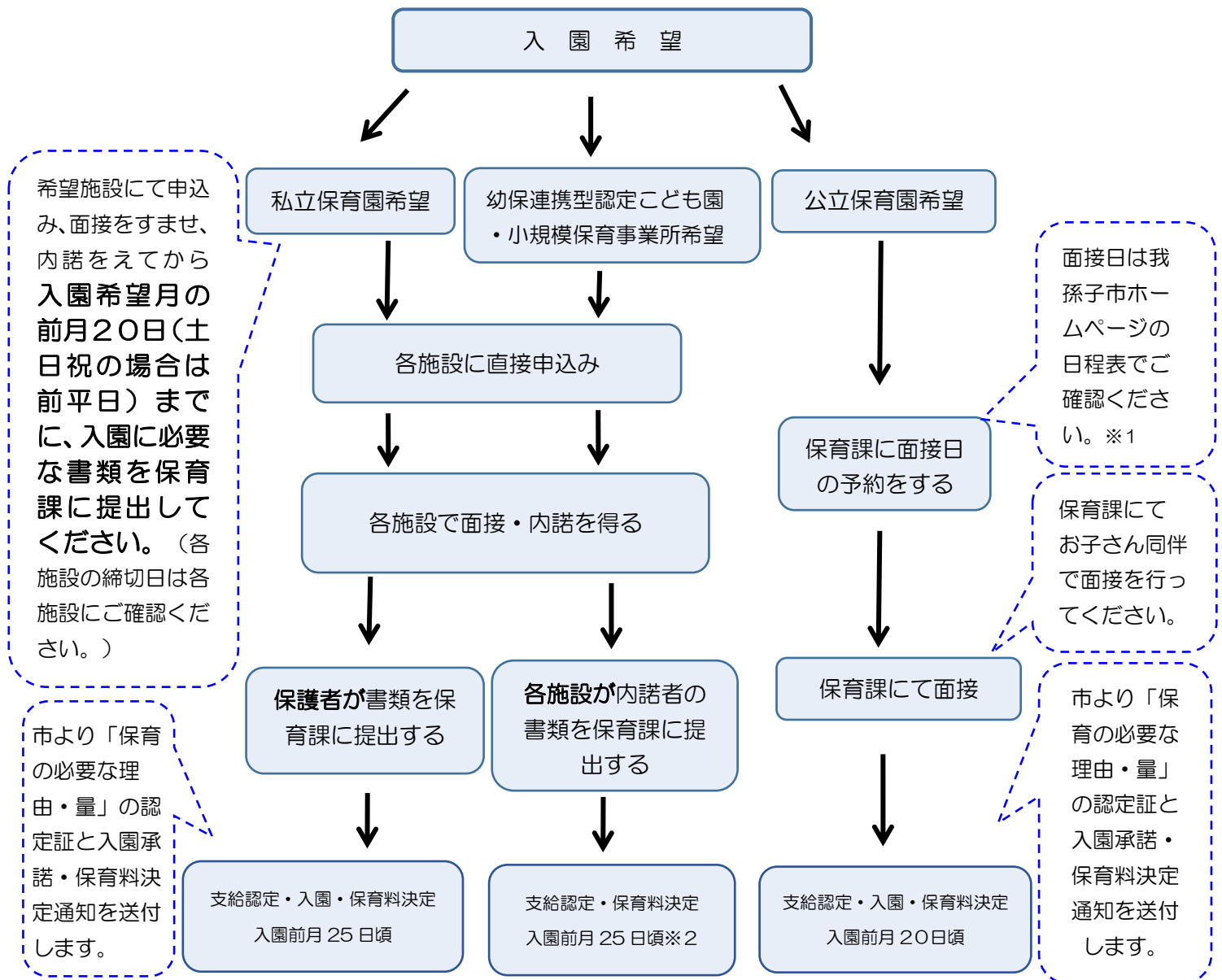
※ 提出された書類は、施設から保育課へ提出されますので、保護者は入園希望月の前月20日までに施設での面接、書類の提出を済ませてください。

③ 市外の保育園、認定こども園（保育認定での入園）、小規模保育事業所等

園所在地の市区町村によって異なります。園所在地の市区町村にお問合せのうえ、我孫子市にご連絡ください。なお、我孫子市外に転出予定の場合は、転出先自治体へ直接申込みください。



13. 令和8年5月以降の入園の流れ



※1 公立保育園希望の場合は、面接日（遅くとも最終面接日）までに書類がすべて提出されない場合は利用調整できないため、入園希望月の翌月以降の入園となります。

※2 幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の場合は、認定証・保育料決定通知のみを送付します。

【公立保育園ご希望の方の面接について】

- ・我孫子市役所 保育課（西別館 2F）にて行います。
- ・面接時間は30分前後です。（事務職＋看護職による面接）
- ・入園するお子さんも同伴してください。
- ・保護者の方は父または母、いずれかが来庁いただければ結構です。
- ・面接記録表、保育園生活説明書を我孫子市ホームページからダウンロードし、ご記入いただいた書類と、母子健康手帳を面接時に持参してください。
- ・面接を申込みいただく際に、お子さんの健康状況・発達状況を確認いたします（状況によっては追加の書類が必要な場合もあります）。

14. 配慮を必要とするお子さんへの対応について（公立保育園）

＜アレルギーや疾患、発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応＞

食物アレルギーのあるお子さんへの対応

○公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」）と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品」）の提出が必要です。入園決定後に行われる面接や入園説明会などで必要となります。

○書類の作成には、時間を要することがありますので、入園申込み時にご相談ください。

○食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。

○食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

疾病・アレルギー等の健康面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○入園希望園で面談をしてもらう場合があります。

○お子さんの健康状況について、医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等の提出が必要です。

○お子さんの体調によっては、園との話し合い後の受け入れとなります。入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

薬を必要とする場合

○原則として薬は、お預かりしていません。

○保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の薬をお預かりします。

発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○お子さんの発達や健康状況に心配がある方は個別にご相談をお受けしています。

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○医療機関や療育施設等への案内をさせていただく場合があります。

○入園希望園で面談をしていただく場合があります。

○医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等の提出が必要です。

○事前に相談や面接を行わなかった場合や、受け入れ体制が整わない場合には、入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

※必要書類は、我孫子市ホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」から印刷できます。



様式ダウンロード

私立保育園では、対応が異なりますので
各園にご相談・お問い合わせください。

15. 我孫子市保育園等一覧

園 名		定 員 (名)	所 在 地	電 話 市外局番(04)	入 月	所 齢	産休明 け予約	育休明 け予約	一時預 り	開園時間	駐車場
公 立	公 立 保 育 園	寿	170	寿1-13-11	7182-9552	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	8台
		湖 北 台	60	湖北台3-1-15	7188-2405	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台
		つくし野	110	つくし野4-17-2	7184-8822	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台
私 立	私 立 保 育 園	湖 北	60	中峠1423	7188-1059	9ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台
		慈 紡	60	湖北台3-13-13	7188-0874	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台
		双 葉	60	新木野1-2-28	7188-0665	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	15台
		天王台双葉 (くすの木)	120	柴崎182-16	7185-0555	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	18台 (5台)
		川村学園女子大学附属	90	下ヶ戸997-2	7183-5995	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	50台
		アンジェリカ	90	我孫子2-8-1	7181-8500	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	2台
		つばめ	20	中峠3047-1	7187-5005	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	8台
		禮 和	60	布佐1857-10	7189-0879	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	75台
		ぼけっとランドあびこ	120	我孫子1-19-13	7184-5700	57日～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	
		天王台さくら	80	柴崎台4-9-7	7197-7093	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	2台
		めばえの森	150	白山2-7-5	7151-2388	8ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台
		あびこ菜の花	100	台田2-2-8	7186-7087	6ヶ月～		○		7:00～20:00	10台
		聖華みどり	120	緑1-6-2	7182-1059	57日～	○	○		7:00～20:00 土曜日は18:00まで	8台
		東あびこ聖華	120	東我孫子1-9-31	7183-3165	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	9台
		天王台ななほ	70	柴崎133-2	7186-7740	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	7台程度
		ミルキーホーム 天王台園	70	柴崎台1-1-47	7181-0011	57日～			○	7:00～19:00	7台 (園外)
		根 戸	80	根戸967-2	7182-5572	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	4台
	認 定 こ ども 園 幼 保 連 携 型	布 佐 宝	95 1号認定:15 2・3号認定:80	布佐2318	7189-2799	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台
		恵愛こども園	125 1号認定:15 2・3号認定:110	湖北台8-17-9	7188-7771	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	13台
		柏 鳳	97 1号認定:7 2・3号認定:90	中峠台30-9	7188-3338	7ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	14台
		わかくさこども園	95 1号認定:25 2・3号認定:70	中里463	7188-2026	9ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	25台
	小 規 模 保 育 事 業 所	ぴくしーらんど	19	天王台1-12-21	7126-0013	6ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	
		連携施設	川村学園女子大学附属保育園、恵愛こども園								
		あびこ若松	19	若松170-1-1A	7136-1845	6ヶ月～				7:00～19:00	
		連携施設	アンジェリカ保育園、柏鳳保育園								
		我孫子さくらっ子	19	寿1-3-27	7170-0208	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	1台
		連携施設	アンジェリカ保育園、天王台さくら保育園								

幼稚園型認定こども園も2号認定の児童を受入れています。我孫子市ホームページの幼稚園一覧をご参照ください。
※産休・育休明け予約の対象は、0歳児のみです。

16.利用者負担額（保育料）について

保育園の運営に要する費用は、利用者負担額（以下「保育料」という）によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者（扶養義務者）に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税所得割額によって決まり、一律ではありません。（保育料月額表をご覧ください。）

保育料は公立・私立ともに同額です。ただし、延長保育料（適用時間帯、料金は園により異なる）、教材費等、給食費、保育料以外の諸経費は別途負担となります。詳細は直接園へお問い合わせください。

【保育料の決定】

令和8年4月から8月分の保育料：令和7年度市区町村民税（所得割額）により決定

令和8年9月から令和9年3月分の保育料：令和8年度市区町村民税（所得割額）により決定

※ ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

※ 令和8年度の保育料は、令和8年4月1日の満年齢で決定いたします。年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

※ 平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料決定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。

※ 住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、正しい保育料計算ができないため、原則最高階層で保育料を決定いたします。

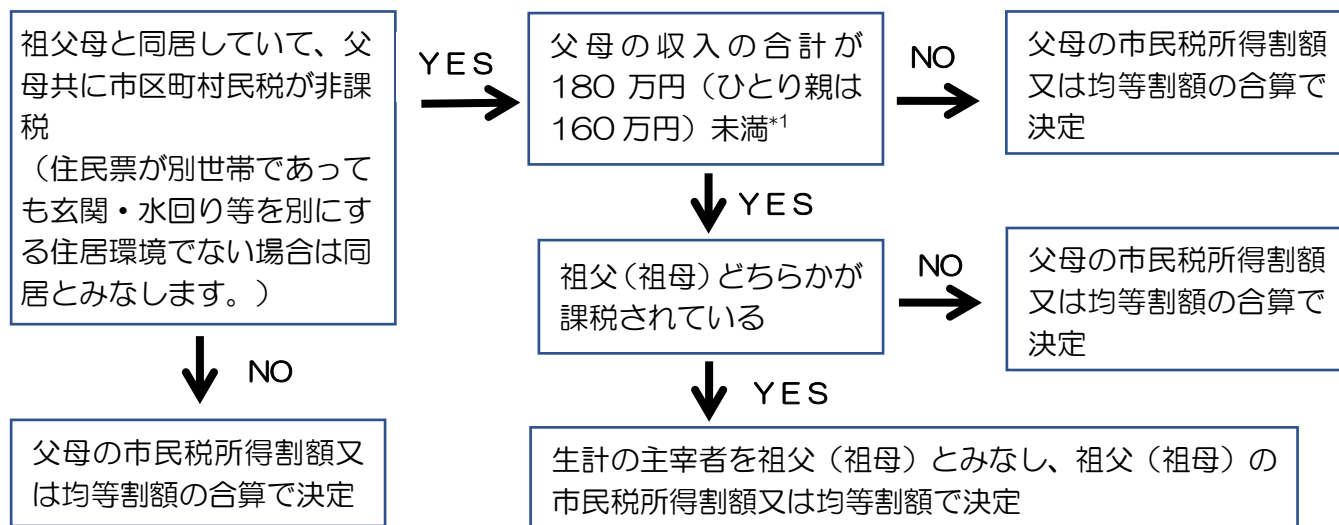
※ 修正申告や世帯構成の変更で対象税額が変わった場合は現年度に限り、遡って保育料を変更します。保育課までご連絡ください。なお、副食費の免除と徴収に関しては遡りません。

【保育料算定対象者】

原則、保育料は父母の市区町村民税所得割額（以下「市民税所得割額」）又は均等割額の合算で決定します。

＜祖父母と同居している方＞

父母とも（ひとり親の場合父又は母）が**非課税**の場合は下記の条件により、祖父又は祖母の課税額で保育料を決定いたします。



*1 提出された書類で収入が分からない場合は、追加で書類を求めることがあります。また、父母の収入額が不明な場合は、祖父（祖母）の市民税所得割額又は均等割額で保育料を決定します。

我孫子市 保育料月額表(保育認定) 【令和元(2019)年10月以降、0歳児クラスから2歳児クラスが対象】

子どもの属する世帯の階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	7,500 (3,800)	7,400 (3,700)
C1※	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C2	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	8,700 (4,400)	8,600 (4,300)
C2※	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C3	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,300 (5,200)	10,200 (5,100)
C3※	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D1	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)
D1※	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D2	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	14,200 (7,100)	14,000 (7,000)
D2※	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	4,200 (0)	4,200 (0)
D3	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	16,600 (8,300)	16,400 (8,200)
D3※	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	4,900 (0)	4,900 (0)
D4	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	21,600 (10,800)	21,300 (10,700)
D4※	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	6,400 (0)	6,400 (0)
D5	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	27,600 (13,800)	27,200 (13,600)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	8,200 (0)	8,200 (0)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯	13,800 (13,800)	13,600 (13,600)
D6	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	33,500 (16,800)	33,100 (16,600)
D6※	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	16,800 (16,800)	16,600 (16,600)
D7	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	40,600 (20,300)	40,100 (20,100)
D7※	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	20,300 (20,300)	20,100 (20,100)
D8	市町村民税所得割課税額が149,000円未満の世帯	42,600 (21,300)	42,000 (21,000)
D9	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	44,500 (22,300)	43,900 (22,000)
D10	市町村民税所得割課税額が193,000円未満の世帯	53,000 (26,500)	52,200 (26,100)
D11	市町村民税所得割課税額が213,000円未満の世帯	54,600 (27,300)	53,800 (26,900)
D12	市町村民税所得割課税額が241,000円未満の世帯	55,300 (27,700)	54,500 (27,300)
D13	市町村民税所得割課税額が271,000円未満の世帯	55,900 (28,000)	55,100 (27,600)
D14	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	56,600 (28,300)	55,800 (27,900)
D15	市町村民税所得割課税額が355,000円未満の世帯	57,600 (28,800)	56,700 (28,400)
D16	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	58,000 (29,000)	57,200 (28,600)
D17	市町村民税所得割課税額が468,000円未満の世帯	59,100 (29,600)	58,300 (29,200)
D18	市町村民税所得割課税額が468,000円以上の世帯	59,700 (29,900)	58,800 (29,400)

(備考)

- ① 本表は0歳児クラスから2歳児クラスを対象としたものです。3歳になった翌4月から保育料は無償となります。
- ② 4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税(所得割)額、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市町村民税(所得割)額により決定します。
- ③ 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、次のとおりの利用区分です。
 - (1) 保育標準時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり11時間まで(必要に応じて延長保育利用も可能)
 - (2) 保育短時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり8時間まで
- ④ C1階層からD18階層までに属する世帯は、0歳児から5歳児までの範囲において、保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などを同時に利用する同一世帯の最年長の子どもから順に、2人目の保育料月額は()内の額とし、3人目以降の保育料月額は0円とします。
- ⑤ C1階層からD7階層までで、母子家庭若しくは父子家庭の世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯は、「※」マークの付いた階層を適用します。
- ⑥ ④、⑤に加え、市町村民税(所得割)額が一定額以下の家庭については、更なる保育料軽減措置があります。

保育料 Q&A

Q 1 : 公立保育園と私立保育園では、保育料は違いますか？
→ A : いいえ。保育料は、公立・私立とも前ページの保育料表に基づいて決定します。 ただし、雑費については園によって異なりますので、直接園にお問い合わせください。
Q 2 : 保育料はどのように決定されますか？
→ A : 保育料は、基本的には、父母又は家計の主宰者の市町村民税(所得割)額を合算し、保育料表にあてはめて決定します。なお、4月から8月分までの保育料は前々年の収入で決まった前年度の市町村民税(所得割)額、9月から翌年3月分までの保育料は前年の収入で決まった現年度の市町村民税(所得割)額により決定されます。
Q 3 : 保育料表の第1子・第2子は、長男(女)・次男(女)などを意味していますか？
→ A : いいえ。小学校1年生以上の兄弟姉妹は数えません。保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などのいずれかを利用する0歳児から5歳児までの兄弟姉妹の中で、上の子から第1子、第2子…と数えます。
Q 4 : 兄弟姉妹で入園していますが、弟妹の保育料は保育料表の該当する区分の()の金額ですか？
→ A : 第2子の保育料額は()内数値を適用し、第3子以降の保育料は無料です。ただし、第何子に当たるかについては、Q 3を参照してください。 <例> ① 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(保育園5歳児、保育園3歳児、保育園0歳児)のD12階層の世帯 ・ 5歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第1子、3歳児以上のため無償) ・ 3歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第2子、3歳児以上のため無償) ・ 0歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第3子、第3子のため無償) ② 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(小学校5年生、小学校1年生、保育園2歳児)のD10階層の世帯 ・ 2歳児保育料 53,000円 (保育標準時間認定 第1子) ③ 父がフルタイム勤務、母が短時間勤務で、子ども2人(幼稚園4歳児、保育園1歳児)のD8階層の世帯 ・ 1歳児保育料 21,000円 (保育短時間認定 第2子)
Q 5 : 収入が減りましたが、保育料は減免になりますか？
→ A : 疾病、失業により世帯収入が著しく減少した場合や家屋が災害により損害を受けた場合、保育料が減免となる場合があります。詳しくは保育課にご相談ください。
Q 6 : 保育料は決定されると、その後に変更されることがありますか？
→ A : はい。①修正申告等で税額に変更があるとき、②婚姻又は離婚により家庭の生計状態が変わるときなどは、園及び保育課に必ず申し出てください。
Q 7 : 転勤となり月の途中で保育園を退園することになりました。保育料は日割りになりますか？
→ A : はい。ただし、原則月末に退園するものとして扱いますので、月途中の退園を希望する場合は、事前に園と調整のうえ、保育課にもご連絡ください。
Q 8 : 所得割が一定額以下の家庭に適用される保育料軽減措置とは何ですか？
→ A : 市民税の所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。 ※生計を一にするとは、一緒に生活している(同じ家に住んでいて、生活費が一緒)場合や、別々に住んでいるが生活費を仕送りしている場合等のことをいいます。 ※市民税の所得割については課税課にお問い合わせください。

17. 保育園の空き状況・必要書類記入例

保育園の空き状況・必要書類記入例につきましては、我孫子市ホームページでご覧いただけます。

【令和8年度4月入園の空き状況】



【令和8年度5月以降入園の空き状況】



※ 令和8年度5月以降の空き状況につきましては、入園希望月の前々月 21 日以降に、ホームページに掲載する予定です。

【記入例】保育園入園申込書、認定申請書（子どものための教育・保育給付認定申請書）



※ 我孫子市ホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」に記入例を掲載しています。

18. 入園申込みについての Q&A

【通年】

	Q	A
Q1	何歳児のクラスになりますか。	各年度当初の4月1日時点の年齢によりクラスが決まります。 また、年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは4月1日時点の年齢のクラスです。
Q2	いつ時点で入所可能月齢を満たしていれば保育園の申込みができるのですか。	入園希望月の1日時点で各園の入所可能月齢に達していれば、4月入園の申込みができます。 （例）令和8年4月16日で生後6か月になるお子さんで、入所可能月齢が6か月の保育園に入園希望の場合、申込みができるのは5月入園からです。 なお、保護者（使用される労働者に限る）が産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職する場合は、生後57日目に当たる月の入園申込みが可能です。
Q3	生後58日目以降に途中入園することはできますか。	できません。 月途中の入園は、産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職し、生後57日目に入園される場合のみです。その他は毎月1日入園になるため、入園希望月の1日時点で入園可能月齢を満たしていることが入園申込みの条件となります。（Q2 参照）

Q4	見学をしていない保育園等も希望園に記入できますか。	できます。 ただし、入園内定後に「送迎が困難」、「保育が合わない」などがないよう、事前に園見学することをお勧めしています。また、各園の教育・保育の方針等をご理解いただいたうえでお申込みください。
Q5	園見学はどのように申し込めばよいですか。	園見学は、公立・私立ともに直接園にお問い合わせください。
Q6	入園申込書等を自宅に郵送してもらえますか。	ご自宅への郵送は行っておりません。 市ホームページからダウンロードしてください。なお、保育園等や保育課窓口、子育て支援センター情報コーナー（イトーヨーカドー我孫子南口店）では申込書等を配付しています。
Q7	申込書類を提出後、提出した申込書等の写しをとることはできますか。	できません。 一度ご提出いただいた書類をお返しすることや写しをお渡しすることはできません。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しをとり、保管してください。
Q8	転職を考えている場合、どの就労先の就労証明書を提出すればよいですか。	入園希望月に就労する会社の就労証明書を提出してください。入園内定後、申込時と状況が変わった場合（退職や転職等）は、入園取消しとなる場合があります。
Q9	育休復帰で申込んだが、復帰せず産休に入る場合や、育休中の職場に復帰せず転職する場合等は、入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に復帰することを前提に調整加点をしていますので、他の保護者との公平性を保つため、入園取消しとなります。なお、入園取消し後、産前産後認定や、就労認定（転職先の就労）で入園を希望される場合は、改めて入園の申込みが必要です。
Q10	育休復帰で申込んだが、入園希望月よりも前に職場復帰する場合は入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に入園希望月の1日から翌月の1日までの間（産休の場合は入園希望月中）に復帰できるよう調整加点をしています。他の保護者との公平性を保つため、入園取消しになります。
Q11	育休中だが、第二子等を妊娠中のため、育休から復帰せずに産休を取得する場合、どのように申込みればよいですか。	妊娠・出産の認定ができる期間であれば、妊娠・出産の事由で申込み可能です。育休復帰で申込んだが、期間内に職場復帰しない場合は、Q10の通りとなります。
Q12	育休復帰はいつまでにすればよいですか。	育休復帰の加点をして申込んだ場合、入園希望月の1日から翌月の1日までに復職することが入園の条件です。復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。
Q13	派遣社員の場合、どのように利用調整されますか。	入園希望月からの派遣先が確定した就労証明書（「事業所名」と「就労先事業所」が異なり、入園希望月からの勤務が証明されている）や、確約書を提出した場合は、就労の点数で利用調整を行います。ただし、派遣先未確定の場合（「事業所名」と「就労先事業所」が同一の場合や、入園希望月からの勤務が証明されていない場合等）は求職活動と同様の点数で利用調整を行います。なお、公立保育園については、求職活動での申込みはできないため、派遣先が確定した就労証明書又は確約書の提出が必要です。

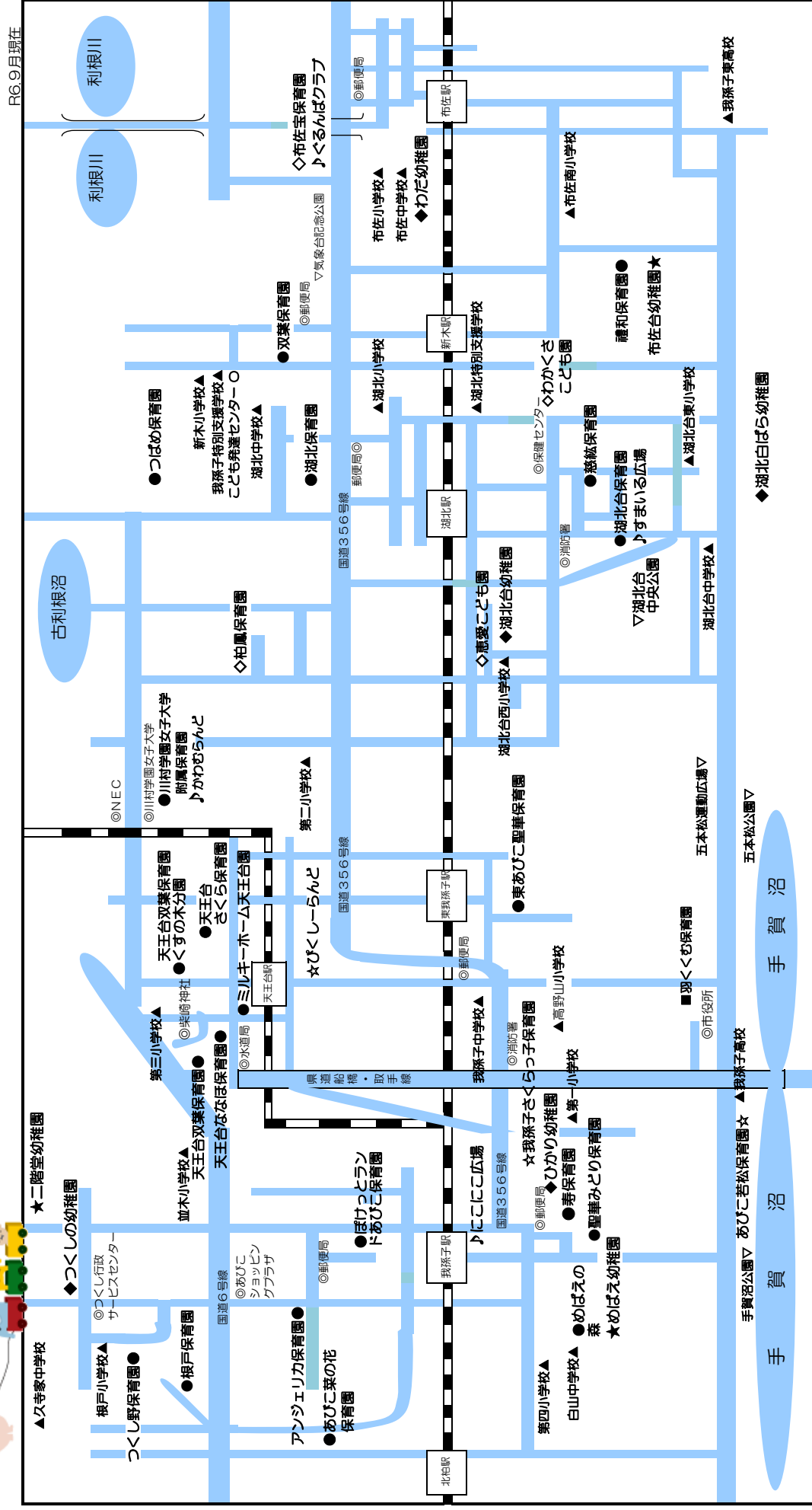
Q14	有期雇用のため、就労証明書の雇用期間が入園希望月以前で切れてしまっている場合、どのように利用調整されますか。	就労証明書のNo.15のうち「有」又は「有（予定）」にチェックがある場合は、就労証明書の内容で利用調整を行います。しかし、「無」又は「未定」にチェックがある場合やチェックがどこにも付いていない場合は、求職活動と同様の点数で利用調整を行います。
Q15	求職活動で申込む場合は、何を添付すればよいですか。	求職活動をする方の保育を必要とする事由を証明する書類は添付不要です。入園後原則1か月以内に「求職活動報告書」、「就労証明書」、「子どものための教育・保育給付 認定申請書」を提出してください。
Q16	就労証明書等に有効期限はありますか。	保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）は、記載された内容に変更がない場合に限り、証明日から6か月以内は有効です。申込時点で証明日から6か月過ぎている場合は証明書として取り扱えません。
Q17	入園申込書や家庭状況調査票等については、いつ時点の状況を記載すればよいですか。	入園日時点の状況を記載してください。
Q18	妊娠・出産の認定期間ですが、入園希望月の1日はまだ産休に入りません。その場合、就労の事由で申込むことはできますか。	妊娠・出産の認定期間は、職場の産前休暇の開始日に関わらず出産予定日の2か月前の日が属する月の1日から対象とします。そのため、6月が出産予定である場合は、「就労」での保育園の申込みができません。また、7月が出産予定である場合は、5月入園の申込みとなります。（P2「4. 施設の利用の解除について」参照）
Q19	入園後に産休を取得することが決まっています。育休から職場復帰するので、復職後に復職証明書を提出できれば問題ないですか。	入園取消し又は退園となる場合があります。公平な利用調整をするため、利用調整をした状況が2か月続くようお願いします。（P2「4. 施設の利用の解除について」参照）申込み書類で示された状況が2か月間継続しない場合は退園となります。また、妊娠・出産の認定期間は、職場の産前休暇の開始日に関わらず出産予定日の2か月前の日が属する月の1日からになりますので、妊娠・出産の認定期間を除き2か月間の就労が申込みの条件となります。
Q20	我孫子市に転入後、我孫子市の保育園に入園することを希望していますが、今後出産予定です。その場合の入園承諾期間は出産日の後2か月間のみですか。	転入前の自治体で就労の認定で保育園を利用しており、かつ、転入前の保育園の退園日と我孫子市の保育園の入園日に空白期間がない場合は、妊娠・出産の認定期間後も育児休業の認定で保育園を継続して利用できます。入園の申込時に、転入前の自治体で就労の認定で保育園を利用していることがわかる書類（認定証等）の写し、申立書（転入前の保育園名、退園予定日を保護者が記入。）を添付してください。
Q21	開業届について、税務署で収受日付印の押なつが行われなくなったが、写しの提出が必要ですか。	開業届の提出事実がわかる書類（開業届の写しや、e-Taxの受信通知等）の提出が必要です。 なお、開業届の提出事実の確認方法については、国税庁のホームページをご確認ください。

【4月入園】

	Q	A
Q1	定員に空きがない施設も、申込書の希望園に記入できますか。	できます。 入園申込みから利用調整までの間に退園等で定員に空きが出る場合もあるため、空きがない施設も含め、希望する施設はすべて希望順に申込書に記載してください。
Q2	申込後に希望園の変更はできますか。	申込期間中であれば、保育課窓口にて変更を承ります。 本人確認のため、本人確認書類（免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。なお、申込期間を過ぎた場合の変更はできません。
Q3	第2希望以下の園には書類を提出しなくてよいのですか。	第2希望以下の園にご提出いただく必要はありませんが、申込書には第2希望以下の園名も記載してください。 保護者の申込書等は第1希望園から保育課に提出され、全園の申込書等を保育課で確認し、利用調整を行います。
Q4	入園申込期間後にキャンセルして他の園に申込みことはできますか。	できません。 利用調整を行い内定園が決定しています。他の保護者との公平性を保つため、申込期間後に申込をキャンセルした場合、4月入園で他の園を申込みことはできません（幼保連携型認定こども園への1号での入園申込みを含む）。また、その場合、4月分の保留通知も発行できません。入園を希望されない場合は、必ず申込期間中に本人確認書類をご持参のうえ、保育課窓口にてお知らせください。
Q5	育休復帰で申込んだが、令和8年4月1日より前に職場復帰する場合は入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に4月1日から5月1日までの間（産休の場合は生後57日目かつ4月中）に復帰できるよう調整加点をしています。他の保護者との公平性を保つため、入園取消しになります。 なお、令和8年4月1日より前に復職する方は、書類チェック表⑫を「いいえ」としてお申込みください。その場合、復職の調整加点はしませんが、令和8年4月1日より前に復職しても申込時と状況が変わらないため、入園取消しになりません。
Q6	育休延長・短縮前のため、就労証明書の「復職（予定）年月日」が4月入園の期間になっていませんか。どうすればよいですか。	申込時の就労証明書の「復職（予定）年月日」は、4月入園の期間になっていなくても差し支えありません。入園のご案内P8②「4月入園に合わせて産休・育休から職場復帰する場合の加点について」に該当する場合は、4月入園にあわせて復職するものとみなし、調整加点をします。復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。
Q7	提出書類チェック表のうち、該当しない欄は空欄でよいですか。	空欄で構いません。 ①～⑦は、提出した書類にチェックをし、⑨～⑬は、該当する場合チェックをしてください。



我孫子市内幼稚園・保育施設等地図



<凡例>

- ★ 幼稚園
- 保育園
- ☆ 小規模保育事業所
- ◇ 認定こども園(幼保連携型)
- ◆ 認定こども園(幼稚園型)
- 企業主導型保育施設(地域枠あり)
- ♪ 広場(子育て支援施設)
- ▲ 学校
- ▽ 公園

